

湖西市告示第 30 号

湖西市脱炭素化促進事業資金利子補給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 2 月 27 日

湖西市長 田内 浩之



## 湖西市脱炭素化促進事業資金利子補給要綱の一部を改正する要綱

湖西市脱炭素化促進事業資金利子補給要綱（令和 5 年湖西市告示第 203 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「経済産業省が行う令和 5 年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業補助金の（Ⅲ）設備単位型の対象となる設備」を「国が令和 5 年度以降に実施する補助事業における補助対象設備」に、「経済産業省が指定する団体が型番を公表し」を「国の受託事業者により登録され」に改める。

附則第 2 項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 11 年 3 月 31 日」に改める。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。